

沖縄県新規就農一貫支援事業における「スタートアップ支援の推進」について

「スタートアップ支援の推進」では、新規就農者の就農定着を目的に、経営安定に必要な農業機械・農業施設等の初期導入費用に対する一部助成を行っています。

1) 助成対象機械・施設

助成対象となる事業内容は次のとおりです。

農業経営において真に必要であり、成果目標の達成に直結するものであること。

- (ア) 農産物の生産に必要な機械又は施設の取得等
- (イ) 農産物の選別又は調製等に必要な機械等の取得等
- (ウ) (ア)又は(イ)に付随する農地等の改良、造成等



トラクター



作業用アタッチメント



選別機械



ビニールハウス



農作物被害
防止施設

個々の事業内容毎に掲げる主な基準

- ・事業費が50万円以上（税込み）で、耐用年数が概ね5年以上であって20年以下のもの。
- ・経営規模に見合った構造・規格等であること
- ・運搬用トラック、パソコン、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等、農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。

2) 助成対象要件（個人の場合）

※法人の場合は別途定める。

- (ア) 市町村が青年等就農計画を認定した認定新規就農者であること。
- (イ) 自ら農業経営を開始して5年度以内であり、年間の農業従事日数が150日以上で、年齢が概ね65歳未満の者で、農地を取得又は賃借する見込みがあること。
- (ウ) 助成対象となる機械・施設等において、耐用年数以上の農業経営を行う者。
- (エ) 農業所得が175万円以上を目標とする改善計画が見込まれる者。
- (オ) 「人・農地プラン」の中で地域の中心となる経営体として位置づけられていない者。



《補助率》

- ・ 事業費の10分の8以内（上限800万円） ※消費税等相当額は含まない。